

農用地利用計画変更（除外等）の手続き及び必要書類について

農振除外は、目的の事業計画が農地法及び都市計画法等をクリアできることが前提となり、

次の6要件すべてを満たす場合に限って行うことができます。

1. 農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
2. 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること
3. 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
5. 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
6. 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過している土地であること

除外申出の受付締切日（3月1日、6月1日、9月1日、12月1日）の14日前までに下

記の書類を揃えて事前相談をしてください。（ただし、締切日が土曜、日曜、祝休日等で休序日に当たる場合は、その前の平日になります。）

農業委員会と協議のうえ、1週間を目途に見込みの有無を回答します。

見込み有の場合は、2ページ目以降の書類を揃えて本申出をしてください。

区分	番号	書類名称	調達場所等	留意点等
事 前 相 談	1	事業計画の理由書	任意様式	稲沢市長宛で、申出者の自己紹介、事業の必要性、申出地でなければいけないやむを得ない理由などを具体的に記入。 分筆する場合には残地の営農継続意志表明。
	2	土地利用計画図	任意様式	配置や寸法が把握できるように記載。 ※最小限必要な除外規模であること。
	3	申出地の周辺位置図 (1/2,500程度の縮尺)	市ホームページ (MAP de いなざわ!)	MAP de いなざわ!から農振農用地が着色された周辺図(都市計画図を着色した図でも可)を印刷し、申出地及び関連場所(本家等)を記入。
	4	課税台帳兼名寄帳 (農家台帳は不可)	課税課	申出者及び土地所有者のもの。 ※違反転用は整理を求めます。
	5	土地選定の理由書 (課税台帳兼名寄帳の理由)	任意様式	所有地以外の白地を検討し、事業することができない理由は各筆で記入。所有地について、各筆の青地・白地、現在の利用状況を記入。
	6	土地選定の理由書の地図 (課税台帳兼名寄帳の地図) (1/2,500程度の縮尺)	市ホームページ (MAP de いなざわ!)	MAP de いなざわ!から農振農用地が着色された周辺図(都市計画図を着色した図でも可)を印刷し、土地選定の理由書の各筆を記入。
	7	土地登記事項証明書 (土地登記簿謄本)	法務局	最新(3ヶ月以内)の申出地のもの。 ※抵当権が設定された土地は受付できません。
	8	法人登記事項証明書 (法人登記簿謄本)	法務局	法人の場合のみ。除外申出する事業内容と法人登記事項証明書の業務目的が一致すること。

**本
申
出

共
通
書
類**

区分	番号	書類名称	調達場所等	留意点等
共通書類	1	農用地利用計画変更申出書	市ホームページ	市ホームページの「申請書様式提供サービス」の農業に関する申請書（ページID1004288）に掲載。記入例あり。
	2	委任状	任意様式	代理申出の場合。要押印もしくは自署。
	3	事業計画の理由書	任意様式	稻沢市長宛で、申出者の自己紹介、事業の必要性、申出地でなければいけないやむを得ない理由などを具体的に記入。 分筆する場合には残地の営農継続意志表明。
	4	土地利用計画図	任意様式	配置や寸法が把握できるように記載。 ※最小限必要な除外規模であること。 住宅、店舗等：構造、延床面積、建築面積、敷地面積、建ぺい率等。 駐車場：区割り等 資材置場：資材の配置等
	5	排水計画図	任意様式	排水予定経路を矢印で記入。 土地利用計画図に併記可。
	6	申出地の周辺位置図 (1/2,500程度の縮尺)	市ホームページ (MAP de いなざわ!)	MAP de いなざわ!から農振農用地が着色された周辺図（都市計画図を着色した図でも可）を印刷し、申出地及び関連場所（本家等）を記入。
	7	課税台帳兼名寄帳 (農家台帳は不可)	課税課	申出者及び土地所有者のもの。 ※違反転用は整理を求めます。
	8	土地選定の理由書 (課税台帳兼名寄帳の理由)	任意様式	所有地以外の白地を検討し、事業することができない理由は各筆で記入。所有地について、各筆の青地・白地、現在の利用状況を記入。
	9	土地選定の理由書の地図 (課税台帳兼名寄帳の地図) (1/2,500程度の縮尺)	市ホームページ (MAP de いなざわ!)	MAP de いなざわ!から農振農用地が着色された周辺図（都市計画図を着色した図でも可）を印刷し、土地選定の理由書の各筆を記入。
	10	土地登記事項証明書 (土地登記簿謄本)	法務局	最新（3ヶ月以内）の申出地のもの。 ※抵当権が設定された土地は受付できません。
	11	土地公図 (一時利用地指定（仮換地） の場合、一時利用地指定図)	法務局 (稻沢市土地改良区)	申出地の最新の内容が記載されているもの。
	12	一時利用地証明書	稻沢市土地 改良区	申出地が仮換地中の場合。工区長の印鑑が必要の場合あり。
	13	住民票の写し	市町村	申出者が稻沢市外に居住の場合のみ。
	14	地域計画変更申出書	市ホームページ	申出地が地域計画の目標地図に位置づけられている場合。 ※位置付けられた者（耕作者）に事業計画と地域計画区域からの除外の同意を得た上で本申出を行ってください。

次ページの区分で必要な書類を確認し、共通書類とあわせて提出してください。

区分	番号	書類名称	調達場所等	留意点等
法人	1	法人登記事項証明書 (法人登記簿謄本)	法務局	法人の場合。除外申出する事業内容と法人登記事項証明書の業務目的が一致すること。
	2	定款	法人	法人の場合。
	3	決算報告書 (貸借対照表、損益計算書)	法人	法人の場合。
団体	1	議事録	任意団体	任意団体の場合。
	2	規約	任意団体	任意団体の場合。
	3	収支決算書	任意団体	任意団体の場合。
農家住宅・農業用施設	1	農地基本台帳	農業委員会	
	2	農業用施設の場合は、事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先(愛知県のホームページ)
分家住宅・自己用住宅	1	誓約書	任意様式	農用地区域への居住に対して、承知する旨の誓約。
	2	住民票の写し	市町村	申出者及びその家族全員の住民票。
	3	借家証明書、賃貸契約書	家主等	借家に居住の場合。
	4	婚約証明書	任意様式	申出者が婚約中の場合。
店舗・工場等	1	事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先(愛知県のホームページ)
	2	取引先証明書	任意様式	取引先の会社等の押印が必要。(提出が必要な場合。)
	3	免許証、資格証明書	任意様式	法令等により許認可等が必要な場合。
	4	収支決算書 (確定申告書類)	任意様式 (課税課)	新規事業者は収支決算見込み。 (個人事業主の場合。)
駐車場	1	事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先 (愛知県のホームページ)
資材置場	1	資材置場の必要面積検討表	任意様式	
	2	事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先 (愛知県のホームページ)
携帯電話 基地局	1	事業概要がわかる書類	任意様式	

区分	番号	書類名称	調達場所等	留意点等
太陽光発電施設	1	事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先（愛知県のホームページ）。
	2	架台等の立面図	任意様式	パネル固定方法記載の断面図等。
	3	設備認定通知書	中部経済産業局	設備認定申請書でも可。オンラインでの設備認定申請情報参照画面等のプリントアウトでも可。
	4	電力売電契約書	中部電力(株)	系統連系申込書兼電力販売申込書、接続検討申込書でも可。
	5	工事請負契約書	任意様式	事業費の内訳がわかるもの。見積書でも可。
	6	借入証明書、資金証明書	任意様式 金融機関等	借入の場合。借入申込書でも可。契約書や見積書の金額以上。
	7	通帳のコピー	任意様式	自己資金の場合。契約書や見積書の金額以上。
	8	収支計画書	任意様式	20年先の事業収支見通しシミュレーション。
	9	パネル・パワーコンディショナの説明資料	任意様式	パンフレット等。
産業廃棄物処理施設	1	事業計画書又は事業概要がわかる書類	任意様式	1,000 m ² 以上の場合。 参考：市ホームページ「参考 事業計画書」のリンク先（愛知県のホームページ）。
	2	稻沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議に関する条例（以下「産廃条例」という。）第5条第1項に規定する事前協議書及び同条第2項に規定する受理通知の写し	資源対策課	産廃条例施行規則様式第1及び受理通知の写し。
	3	産廃条例第7条に規定する周知計画書の写し	資源対策課	産廃条例施行規則様式第2の写し。
	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可書の写し	愛知県	県知事が発行した許可書の写し。

＜令和8年1月1日現在＞

※提出書類は1部、コピーでも可。必要に応じて、他の書類を添付していただくことがあります。

※「除外」の申出は農地転用（農業委員会事務局担当）、開発許可（建築課担当）等の申請ではありません。

必ず除外の本申出前に関係部局との調整を終えてください。特に開発が関係している場合は、建築課の事前審査を終えている必要があります。

※申出書の受付締切後、概ね2ヶ月半を目途にお渡しする「事前回答書」をもって、農地転用（農業委員会事務局所管）、開発許可（建築課所管）の申請が可能です。

※1ha以上の除外申出は別途調整や協議が必要です。4haを超える除外申出は、計画の総合的な見直しが必要となるため受理しません。

※除外申出と農地転用等の申請は同一内容での書類提出をお願いします。

※農振農用地（青地）の概略図は以下のサイトで確認できます。



問合先：稻沢市役所本庁舎2階
経済環境部農務課農業振興グループ
〒492-8269 稲沢市稻府町1番地
TEL：0587-32-1352（ダイヤルイン）
FAX：0587-32-1240